

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第33条まで省略)</p> <p>(別表(第12条)から第17号様式まで省略)</p> <p>第18号様式(第22条第1項)</p> <p>(表)</p> <p>消費者訴訟資金貸付契約書</p> <p>年 月 日貸主横浜市代表者横浜市長 _____ (以下「甲」という。)と 借主 _____ (以下「乙」という。)及び連帯保証人 _____ (以下「丙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。</p> <p>(金銭の貸借)</p> <p>第1条 甲は、乙に対し訴訟資金として、以下の条項の約定により金 円を貸し付け、乙は、これを借り受ける。</p> <p>(利息及び返還方法)</p> <p>第2条 貸付金は、無利子とする。</p> <p>2 乙は、貸付金については、訴訟の終了の日から6月を経過した日までに、全額を一括して返還しなければならない。</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に災害、疾病、失職その他償還期限内に貸付金を返還することが困難な事情があると認める場合は、貸付金の返還を猶予し、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(使用目的)</p> <p>第3条 乙は、貸付金を消費者訴訟に必要な経費に使用しなければならない。</p> <p>(連帯保証)</p> <p>第4条 丙は、乙と連帯して、この契約による乙の甲に対する債務について履行の責に任ずる。</p> <p>(即時返還)</p> <p>第5条 乙は、次のいずれかに該当するときは、第2条第2項及び第3項の</p>	<p>(第1条から第33条まで省略)</p> <p>(別表(第12条)から第17号様式まで省略)</p> <p>第18号様式(第22条第1項)</p> <p>(表)</p> <p>消費者訴訟資金貸付契約書</p> <p>年 月 日貸主横浜市(以下「甲」という。)と借主 _____ (以下「乙」という。)及び連帯保証人 _____ (以下「丙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。</p> <p>(金銭の貸借)</p> <p>第1条 甲は、乙に対し訴訟資金として、以下の条項の約定により金 円を貸し付け、乙は、これを借り受ける。</p> <p>(利息及び返還方法)</p> <p>第2条 貸付金は、無利子とする。</p> <p>2 乙は、貸付金については、訴訟の終了の日から6月を経過した日までに、全額を一括して返還しなければならない。</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に災害、疾病、失職その他償還期限内に貸付金を返還することが困難な事情があると認める場合は、貸付金の返還を猶予し、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(使用目的)</p> <p>第3条 乙は、貸付金を消費者訴訟に必要な経費に使用しなければならない。</p> <p>(連帯保証)</p> <p>第4条 丙は、乙と連帯して、この契約による乙の甲に対する債務について履行の責に任ずる。</p> <p>(即時返還)</p> <p>第5条 乙は、次のいずれかに該当するときは、第2条第2項及び第3項の</p>

規定にかかわらず、甲の請求に応じて、直ちに、貸付金の全額を返還しなければならない。

- (1)貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき。
- (2)虚偽その他不正な手段により貸付金の交付を受けたとき。
- (3)正当な理由なく訴えを取り下げたとき。
- (4)確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき。
- (5)前各号に掲げる場合のほか、横浜市消費生活条例及び横浜市消費生活条例施行規則に違反し、又は甲の指示に従わないとき。

(違約金)

第6条 乙は、定められた償還期限までに正当な理由なく貸付金を返還しなかったときは、償還期限(償還期限の延長を承認された場合は、延長後の償還期限)の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還額について年14.6パーセントの割合を乗じて計算した違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

(届出事項)

第7条 乙は、貸付金の返還の完了に至るまでの間において、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

- (1)訴訟を提起したとき。
- (2)訴訟が終了したとき。
- (3)訴訟について請求の趣旨を変更したとき。
- (4)乙の住所又は氏名の変更があったとき。
- (5)乙が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(A4)

(裏)

(6)訴訟の相手方である事業者について、住所又は氏名(法人にあっては、

規定にかかわらず、甲の請求に応じて、直ちに、貸付金の全額を返還しなければならない。

- (1)貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき。
- (2)虚偽その他不正な手段により貸付金の交付を受けたとき。
- (3)正当な理由なく訴えを取り下げたとき。
- (4)確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき。
- (5)前各号に掲げる場合のほか、横浜市消費生活条例及び横浜市消費生活条例施行規則に違反し、又は甲の指示に従わないとき。

(違約金)

第6条 乙は、定められた償還期限までに正当な理由なく貸付金を返還しなかったときは、償還期限(償還期限の延長を承認された場合は、延長後の償還期限)の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還額について年14.6パーセントの割合を乗じて計算した違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

(届出事項)

第7条 乙は、貸付金の返還の完了に至るまでの間において、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

- (1)訴訟を提起したとき。
- (2)訴訟が終了したとき。
- (3)訴訟について請求の趣旨を変更したとき。
- (4)乙の住所又は氏名の変更があったとき。
- (5)乙が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(A4)

(裏)

(6)訴訟の相手方である事業者について、住所又は氏名(法人にあっては、

主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更があったとき。
(7)連帯保証人が死亡したとき、その他連帯保証人を変更する必要があったとき。

(訴訟の経過の報告等)

第8条 乙は、甲から貸付金に係る訴訟の進ちょく状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し、報告、説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、横浜市消費生活条例及び横浜市消費生活条例施行規則によるほか、甲・乙・丙が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲	<u>横浜市中区港町1丁目1番地</u> 横浜市 横浜市長	印
乙	住所 氏名	印
丙	住所 氏名	印

(以下省略)

主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更があったとき。
(7)連帯保証人が死亡したとき、その他連帯保証人を変更する必要があったとき。

(訴訟の経過の報告等)

第8条 乙は、甲から貸付金に係る訴訟の進ちょく状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し、報告、説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、横浜市消費生活条例及び横浜市消費生活条例施行規則によるほか、甲・乙・丙が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲	<u>横浜市中区本町6丁目50番地の10</u> 横浜市 横浜市長	印
乙	住所 氏名	印
丙	住所 氏名	印

(以下省略)